



2021年12月13日

各 位

会 社 名 株式会社 QD レーザ
代表者名 代表取締役社長 菅原 充
(コード番号：6613 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 経営企画室長 幸野谷 信次
(TEL. 044-333-3338)

第三者割当による第14回新株予約権（行使価額修正条項及び行使停止条項付）及び第15回新株予約権（行使停止条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2021年11月26日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による第14回及び第15回新株予約権（以下、各々を「第14回新株予約権」及び「第15回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（15,651,600円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2021年11月26日公表の「第三者割当による第14回新株予約権（行使価額修正条項及び行使停止条項付）及び第15回新株予約権（行使停止条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

（参考）

本新株予約権の概要

(1) 割当日	2021年12月13日
(2) 発行新株予約権数	45,800個 第14回新株予約権 33,000個 第15回新株予約権 12,800個
(3) 発行価額	総額 15,651,600円 (第14回新株予約権1個当たり394円、第15回新株予約権1個当たり207円)
(4) 当該発行による潜在株式数	4,580,000株（本新株予約権1個につき100株） 第14回新株予約権 3,300,000株 第15回新株予約権 1,280,000株 いずれの本新株予約権についても、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 第14回新株予約権及び第15回新株予約権に係る下限行使価額は670円ですが、下限行使価額においても、第14回新株予約権及び第15回新株予約権に係る潜在株式数はそれぞれ3,300,000株及び1,280,000株です。
(5) 調達資金の額	5,006,451,600円(注)

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額 第 14 回新株予約権 956 円 第 15 回新株予約権 1,450 円</p> <p>第 14 回新株予約権の行使価額は、第 14 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>第 15 回新株予約権の行使価額は当初 1,450 円とします。当社は、第 15 回新株予約権について、2022 年 6 月 13 日以降、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「行使価額修正決議」といいます。）により、行使価額修正決議を行う日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に行使価額の修正を行うことができます。但し、修正後の行使価額は、670 円を下回ることとはできないものとします。修正後の行使価額は、行使価額修正決議がなされた日の翌日以降適用されます。行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨及び修正後の行使価額を本新株予約権者に通知します。</p> <p>上記にかかわらず、直前になされた行使価額修正決議の日から 6 ヶ月を経過していない場合、当社は、第 15 回新株予約権の行使価額の修正を行うことができません。</p>
(7) 行使期間	2021 年 12 月 14 日から 2023 年 12 月 13 日まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(9) 割当先	株式会社 S B I 証券（以下「割当先」といいます。）
(10) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結しております。本新株予約権割当契約において、以下の内容が定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回 ・ 割当先による本新株予約権の取得に係る請求 <p>また、割当先は、本第三者割当契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上